

# 高等学校の通級による指導における 担当教員の意識に関する研究

清水 浩<sup>1</sup>

## I 問題の所在と目的

### 1 高等学校における特別支援教育の現状

学校教育法等の一部を改正する法律（2007）の施行に伴い、高等学校においても、特別支援教育が位置付けられることとなった。特別支援教育の現状として、少子化に伴い、義務教育段階の全児童生徒数の減少傾向が続く中、特別支援学級や通級による指導の対象者は、全児童生徒数の3%以上を占めており、さらに、通常の学級における支援を必要とする児童生徒の在籍率は6.5%（文科省、2012）と示されている。高等学校への進学率が98%程度となっている現状の中で、高等学校においても、支援を必要とする生徒が多く在籍していることが推測される。

こうした在籍状況に対して、特別支援教育が開始された2007年からをみると、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置などを通して、支援を必要とする生徒についての共通理解に努めることや、実態把握に基づき、通常の授業における個に対する配慮、支援を検討するなどの取り組みが少しずつ浸透してきている。

しかしながら、高等学校の現状として、各課程を修了するための単位修得に向けた各教科・科目の指導をどのように充実させていくか、また、多

---

<sup>1</sup>山形県立米沢女子短期大学社会情報学科  
e-mail : shimizu@yone.ac.jp

様化する卒業後の進路に対応した進路指導をどのように進めていくかといった課題等も抱えている。これらの課題に対しては、支援を必要とする生徒に対する指導形態や指導内容の工夫を含めた校内体制での取組が手探りであることから、生徒の多様な教育的ニーズに対応していくことが難しい状況にある。

一方、高等学校における特別支援教育の推進について（特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキンググループ、2009）では、高等学校における支援を必要とする生徒への指導支援の充実に向けた具体的な取り組みとして、実態に即して各教科・科目の選択を行う教育課程の弾力的な編成を示すとともに、具体的には、「特別支援教育の理念を踏まえた上で、通常の授業における支援を大切にすることはもちろんのこと、支援を必要とする生徒の学習上又は生活上の困難を克服する視点から、教育課程編成にも踏み込んだより適切な指導を行っていくことが必要である。」とし、通級による指導の将来の制度化を視野に入れた特別の教育課程の編成の必要性について述べている。

また、先にも述べた共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（初等中等教育分科会報告、2012）では、連続性のある多様な学びの場を用意する必要性の中で、高等学校においても、自立活動を指導することができるように、特別の教育課程の編成について検討していくことの必要性について言及している。

こうした流れを受け、高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について、高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告（2016）が取りまとめられ、2016年12月の学校教育法施行規則の一部改正により、2018年度からの高等学校における通級による指導の制度化がなされることになった。

## 2 高等学校における通級による指導

小・中学校における通級による指導は、学校教育法施行規則の一部改正

に伴い、1993年4月より施行された。この趣旨は、「小・中学校の通常の学級に在籍する心身に軽度な障害のある児童生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる特別の指導を行う場合に、特別の教育課程によることができる。」というものである。当時は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴を対象としていたが、2006年からは、学習障害や注意欠陥多動性障害など、発達障害のある児童生徒も含めた実施とし、対象が拡大された。

対象の拡大に伴い、対象者は増加の一途を辿り、2016年度の文科省調査結果では、通級による指導の対象者が、98,000人余りと示されている。また、過去3年間の推移をみると、18.4%の増加率となっておりニーズの高さが伺える。

こうしたニーズの高さは、通常の学級における学びを中心にしながら、個に応じた障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服を目的とする自立活動の取組を、必要に応じて通級による指導を通して行っていくことの有効性を示しているものと捉えられる。

しかしながら、これまで、高等学校における通級による指導は実施されていないため、支援を必要とする生徒の中学校卒業時の進路は、高等学校もしくは特別支援学校高等部といった選択の幅が限られている。インクルーシブ教育システムの理念からも、高等学校における連続性のある多様な学びの場が創出されることは、高等学校に在籍する支援を必要とする生徒に対する支援の充実はもちろんのこと、高等学校における特別支援教育のさらなる推進にも大きく寄与するものと考えられる。

笹森（2018）は、「発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究～導入段階における課題の検討～」において、文科省のモデル事業実施校及び研究協力校等の実践を通して、高等学校において通級による指導を導入するに当たり、通級による指導の役割、生徒のニーズの把握、担当教員の配置、校内における位置付け等の体制整備、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の実態や障害

の特性に応じた自立活動等の指導内容・指導方法等の在り方等、導入段階における課題とその解決の方策について検討している。

以下に、導入段階における課題（表1）と課題解決のための方策（表2）を示す。

表1 導入段階における課題

No	項 目	内 容
1	通級における指導の位置付け	これまでの個別対応に加えて、通級による指導をどう位置付け、活用するか。
2	特別の教育課程と単位認定	「加える」または「替える」という特別の教育課程の編成、評価と単位認定をどう進めるか。
3	指導内容	生活、学習、就労支援に関する指導内容、個別の指導計画の作成・活用はどう検討するのか。
4	対象生徒のニーズ把握と決定のプロセス	対象生徒のニーズ把握と通級の必要性の判断をどのように行うか。
5	担当教員の配置・専門性	自立活動と個別の指導計画に関する専門性を有する教員の養成と配置はどうするか。
6	実施校、実施形態の設定	実施校、自校通級、他校通級、巡回指導などの実施形態はどのように決定するか。
7	教職員の理解、校内支援体制	通級による指導と通常の学級との連携、校内支援体制の充実をどのように進めるか。
8	制度に関する説明・周知	通級による指導について誤解を生まないように、正しい情報をどう伝えるか。

表2 課題解決のための方策

No	項 目	内 容
1	教職員全体の共通理解	多様な学びの場の必要性、在籍学級との連携、学校全体の取組等の視点が重要になる。
2	校内のリソースの機能や役割	学校全体の特別支援教育の体制整備の機能と役割を明確にする。
3	担当教員の配置と専門性	指導力、相談力、コンサルテーションなども重要である。
4	意義や目的の説明・周知	制度のことだけではなく、具体的な内容の伝え方を工夫する。
5	関係機関連携、地域資源の活用	本人が地域資源を活用できるための支援という視点が重要である。
6	生徒のニーズ把握と通級判断	生徒本人の教育的ニーズを重視し、総合的な見地から判断する。

7	特別の教育課程の編成	学校や生徒の実態に応じた弾力的な編成という視点が大切になる。
8	自立活動の指導の内容	学習支援と生活支援、就労支援等を中心とした設定が考えられる。
9	指導の評価と単位認定	個別の指導計画に基づく履修と目標達成が基準となる。
10	進路指導に関する指導	キャリア発達を促す指導と進路決定のための指導、情報の引継ぎが重要となる。

以上のようなことから、高等学校における通級による指導では、学校や生徒の実態に応じた在り方の工夫が求められる。生徒の教育的ニーズに寄り添うことが最も重要であり、自尊感情や自己理解、二次的な障害の予防という視点、将来の自立につながる視点等が必要となる。

一方、文科省（2014）は、現行の小・中学校の通級による指導と同様の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行うため、特別の教育課程を編成・実施するとともに、教科指導等を通した個々の能力・才能を伸ばす指導について研究を行うことを通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加を推進することを目的として「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」を開始し、教育課程の編成・実施や指導方法の工夫・改善について研究開発を進めてきた。

現在、中学校で通級による指導を受ける生徒数は年々増加しているが、障害のある生徒の中学段階卒業後の進路は、主として高等学校の通常の学級か特別支援学校高等部に限られている。また、障害者の権利に関する条約で提唱されたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場が求められている。しかし、高等学校に目を向けると、これらの生徒に対する指導や支援は、通常の授業の範囲内での配慮や学校設定教科・科目等により実施されており、特別の指導領域を設定して、障害に応じた特別の指導（通級による指導）を実施することは制度化されていない状況であった。

以上のような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、高等学校においても障害に応じた特別の指導を行えるようにするため、通級による指導を制度化するものであることを目的にこの事業は開始されている。

具体的には、①「高等学校において、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者又はその他障害のある者で、特別の教育課程による教育を行うことが適当なものに該当する生徒のうち、当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとすること(学校教育法施行規則(以下単に「規則」という。)の一部改正)」、②「この場合においては、当該生徒の障害に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、または選択教科・科目の一部に替えることができることとすること(1993年文部省告示第7号(以下に単に「告示」という。)の一部改正)」、③「高等学校における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができることとすること(告示の一部改正)」等の規定を整備するものとなっている。

以上のような流れを受けて、2016年12月に学校教育法施行規則及び文部科学省告示が改正され、2018年度から高等学校においても通級による指導(障害による特別の指導)が実施されている。このような中、高等学校における通級による指導実践事例集～高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業～(2017)が報告され、成果として、対象生徒、教員、保護者への効果及び地域の理解等、課題として、特別支援教育に対する専門性の担保、学力上位生徒への学習指導と進学指導、対象生徒の進路指導、校内支援体制の構築、地域社会への理解、関係機関との連携等がそれぞれ挙げられた。

以上のことから、今回の研究では、高等学校における通級による指導をさらに充実させるために、高等学校における通級による指導を担当する教員の意識を中心に、担当教員の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

## II 方法

### 1 高等学校における通級による指導の実際

文科省は、2016年度より、高等学校（普通科）に在籍する特別な支援を要する生徒が、心理的に安定し、より豊かな人間関係や社会生活を手に入れ、生涯を通じた生活の質（Quality of Life、以下「QOL」）を高めることができるようにするための、特別の教育課程及び生徒の学力や多様な能力・才能を伸ばす指導に関する研究開発を行っている。

#### （1）概要

A県立B高等学校（以下「B高等学校」）は、2016年度文科省「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」の研究指定を受け、在籍する特別な支援を必要とする生徒を対象とした、特別の教育課程及び生徒の学力や多様な能力・才能を伸ばす指導による研究開発を進めている。

B高等学校には、中学校で特別支援学級に在籍していた生徒を含め、発達障害等の特別な配慮が必要な生徒が多く在籍する。そのため、2011年度からUD（Universal Design、以下「UD」）の視点を取り入れた授業改善及びICT（Information and Communication Technology、情報通信技術）機器の活用等を実施している。また、校内委員会を定期的実施して、生徒の情報共有を図っている。さらに2016年度より3年間、文科省指定事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業」を受け、通級による指導を実施し、学習上又は生活上困難を示す生徒に対して、その困難を改善、克服するために自立活動を教育課程に位置付け、一人一人を大切にした教育活動を行っている。

## (2) 目的

2006年に改定された学校教育法では、高等学校などの全ての初等中等教育段階において、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記された。以降様々な段階を経て、高等学校においても、小・中学校で行われている通級による指導を導入する必要性が指摘され、制度化されるまでに至った。この高等学校における通級による指導の制度化は、小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数が増加していることやインクルーシブ教育システムの構築と多様な学びの場を整備する必要があることを踏まえてのことである。

B高等学校では、特別の支援を必要とする生徒に対して行う支援が、在籍する全ての生徒にとっても有効な支援であるという考えのもと、UDの視点を取り入れた教育環境の整備を進めるとともに、学習上または生活上に困難を示す生徒に対し、自立活動を実施する。

## (3) 体制

通級による指導は、通常の学級に在籍している生徒に対してホームルームや各教科の指導など、学校生活のほとんどを通常の学級で行いながら、障害や個別の教育的ニーズに応じた特別の指導を特別の場で行う授業形態のことをいう。

自立活動を行う通級による指導ライフスキルを各学年に2単位ずつ設定し、個々の生徒の基礎的・基本的な学力の定着と社会的自立を目指し、分かる喜びやできる楽しさを実感しながら、学習や生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導・支援を行うことを目的とする。

また、評価については、生徒の実態をもとに自立活動の6区分27項目に応じた目標を設定し、その目標に向けた取組状況や達成度等について指導者が行動観察により評価を行うとともに、生徒自身による自己評価を行い、総合的に判断する。対象とした経緯と決定までのプロセスを表3に示す。



表3 対象とした経緯と決定までのプロセス

期 日	内 容
4月～5月	・中学校からの申し送り、保護者との情報交換、入学後の行動観察等をもとに、特別の支援が必要な生徒について、校内委員会で情報を共有。
5月～6月	・チェックリストの実施、結果をもとに自立活動の視点での実態把握。
6月～7月	・校内委員会で検討し、職員会議にて決定。 ・生徒、保護者への説明・確認（合意形成）。 ・内諾の場合、保護者より同意書提出。
8月	・学校設定科目リラーニングから、通級による指導ライフスキルへの履修の切り替え。
2月～3月	・次年度の件について、確認をする。 ・年度末までに生徒、保護者への説明・確認（合意形成）。 ・内諾の場合、保護者より同意書提出。

表4 ライフスキル年間計画（抜粋）

内 容	生徒	目 標
自分を 知ろう	A	・将来にあった項目を選択し、自分の将来をイメージすることができる。
	B	・教員の話聞き、将来のイメージしたことを書き出し発表することができる。
	C	・10年後、20年後の意味を理解し、将来のイメージしたことを書き出すことができる。
働くこと について	A	・家族の仕事内容をもとに、働くことについて自分なりに考えることができる。
	B	・家族の仕事やインターンシップの経験から、働くことについて考え、発表することができる。
	C	・家族やインターンシップ、進路学習の経験から、働くことについて自分なりにまとめ、発表することができる。

#### (4) 指導の実際

B高等学校では、障害に応じた特別な指導（通級による指導）を行う授業として、ライフスキルを設定し実施している。ライフスキルとは、日常の様々な問題や要求に対し、より建設的にかつ効果的に対処するために必要な能力を養うための授業を心掛けていくという意味になる。

対象となる生徒の実態を自立活動の6区分27項目に即して実態把握表にまとめ、個別の指導計画を作成する。そして個別の指導計画をもとにして指導を行っている。

ライフスキル年間計画を表4に示す。

## 2 ライフスキルの学習内容に関するアンケート調査の実施

### (1) 目的

通級による指導ライフスキルで扱っている学習内容の精選とさらなる充実を図ることを目的とし、地域で生活していくために求められるスキルについて、教員の意識を中心に検討する。

### (2) 内容

高等学校の通級における指導を受けている生徒を対象として作成した、ライフスキルの年間指導計画の指導内容項目に関して、アンケート調査を実施し、項目毎に指導の必要性について検討する。

### (3) 対象者

A県立B高等学校通級による指導担当教員3名。

## Ⅲ 結果

### 1 スキル名と選択理由

#### (1) 自己理解に関する内容（3名中3名：100%）

自己理解に関する内容を表5に示す。

表5 自己理解に関する内容

No	スキル名	理 由
1	自分を知ろう（できること、できないこと等について考える）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習、就労、生活に必要な支援や環境を自分で言えるためにも、進路を考える上でも、自分の特性を知っていることは大切である。</li> <li>・メタ認知が低いため大切。</li> <li>・自分のできることとできないことを知ること、自己理解につなげる。</li> </ul>

## (2) 自分の将来に関する内容 (3名中3名: 100%)

自分の将来に関する内容を表6に示す。

表6 自分の将来に関する内容

No	スキル名	理由
2	自分の将来について考えよう (ライフプランシートの作成) 自分の将来について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年後や20年後の意味を理解したり、将来をイメージしたことを書き出したりすることで、進路に対する考え方がより具体的になる。書きまとめることで、修正も分かりやすい。</li> <li>・自分の将来の見通しを具体的に考え、自分の必要なスキルを考えることができる。</li> <li>・イメージすることが苦手なため。</li> </ul>

## (3) 学校行事の過ごし方に関する内容 (3名中3名: 100%)

学校行事の過ごし方に関する内容を表7に示す。

表7 学校行事の過ごし方に関する内容

No	スキル名	理由
3	学校行事の過ごし方(文化祭、運動会、修学旅行等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団になかなか参加できずにいることが多い。どのような形で参加するか、見通しを持たせながら考えさせ、参加する経験を多くする。集団適応のためのマナーやスキルを習得する。</li> <li>・トラブルなく落ち着いて、行事に参加することで、自己肯定感がアップし、集団生活(行動)に楽しみをみつけられる。</li> </ul>

## (4) アドバイスの受け方 (3名中2名: 67%)

アドバイスの受け方に関する内容を表8に示す。

表8 アドバイスの受け方に関する内容

No	スキル名	理由
4	アドバイスの受け方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップや就労に向け、指示やアドバイスの受け方は重要。メモを取って聞くなど、アドバイスを正確に理解する方法を知る。</li> <li>・素直な態度と聞く姿勢を学ぶ。</li> </ul>

**(5) 心配や緊張したときに関する内容 (3名中2名: 67%)**

心配や緊張したときに関する内容を表9に示す。

表9 心配や緊張したときに関する内容

No	スキル名	理 由
5	心配や緊張したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パニックを回避するため。</li> <li>・パニックになったり、不安になったりしたとき、どうすべきかを知る。</li> </ul>

**(6) コミュニケーションに関する内容 (3名中1名: 33%)**

コミュニケーションに関する内容を表10に示す。

表10 コミュニケーションに関する内容

No	スキル名	理 由
6	コミュニケーション (①正しい挨拶をしよう、②相手に伝わる話し方、お願いの仕方、③感謝の気持ちを伝えよう)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションについて、必要な基本的なことを知らせる。</li> <li>・就労や社会生活に必要な会話のスキルを、実践を交えて、使えるようにしておきたい。</li> </ul>

**(7) 感情コントロールに関する内容 (3名中1名: 33%)**

感情コントロールに関する内容を表11に示す。

表11 感情コントロールに関する内容

No	スキル名	理 由
7	感情コントロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突然、パニックが起こったときに、どう対処するか等、感情コントロールを自分でできるようになっておくことが必要。</li> </ul>

**(8) 自分で生活しように関する内容 (3名中1名: 33%)**

自分で生活しように関する内容を表12に示す。

表12 自分で生活しように関する内容

No	スキル名	理 由
8	自分で生活しよう (金銭の使い方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本のお金の使い方、生活にかかるお金など、金銭出納簿に付けて考える。</li> </ul>

**(9) パーソナルスペースに関する内容（3名中1名：33%）**

パーソナルスペースに関する内容を表13に示す。

表13 パーソナルスペースに関する内容

No	スキル名	理 由
9	パーソナルスペース（適切な空間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なかなか適切な距離間が取れないことが多いので、友達には不快と感じるパーソナルスペースがあることを知らせることは大切。</li> <li>・一般的な常識も併せて知らせる。</li> </ul>

**(10) 働くことに関する内容（3名中1名：33%）**

働くことに関する内容について表14に示す。

表14 働くことに関する内容

No	スキル名	理 由
10	働くことについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の自分について、仕事を通してイメージできる。</li> </ul>

**(11) 突然何かが起こった時に関する内容（3名中1名：33%）**

突然何かが起こった時に関する内容を表15に示す。

表15 突然何かが起こった時に関する内容

No	スキル名	理 由
11	突然何かが起こったら	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パニック回避、イメージトレーニング等。</li> </ul>

**(12) 人ができなくて自分ができる時に関する内容（3名中1名：33%）**

人ができなくて自分ができる時に関する内容を表16に示す。

表16 人ができなくて自分ができる時に関する内容

No	スキル名	理 由
12	人ができなくて自分ができるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不快な発言を悪気なく言ってしまうことが多い。</li> </ul>

**(13) 距離をおかれた時に関する内容（3名中1名：33%）**

距離をおかれた時に関する内容を表17に示す。

表17 距離をおかれたときに関する内容

No	スキル名	理 由
13	距離をおかれたとき	・パーソナルスペースの確認。

**(14) 言葉遣いの基本に関する内容（3名中1名：33%）**

言葉遣いの基本に関する内容を表18に示す。

表18 言葉遣いの基本に関する内容

No	スキル名	理 由
14	言葉遣いの基本	・場や状況によって、または相手によって、使つてよい言葉とそうでない言葉があることを理解するため。

**(15) 身だしなみに関する内容（3名中1名：33%）**

身だしなみに関する内容を表19に示す。

表19 身だしなみに関する内容

No	スキル名	理 由
15	身だしなみのチェック	・年頃なので、異性の視線は気になる。そこから身だしなみ、第一印象の大切さを知る。

**(16) 使ってはいけない言葉に関する内容（3名中1名：33%）**

使ってはいけない言葉に関する内容を表20に示す。

表20 使ってはいけない言葉に関する内容

No	スキル名	理 由
16	使ってはいけない言葉	・相手にとって嫌な表情になる言葉は、もちろん自慢もあまりしない方がよい。

**(17) 感謝の気持ちを伝えように関する内容（3名中1名：33%）**

感謝の気持ちを伝えように関する内容を表21に示す。

表21 感謝の気持ちを伝えように関する内容

No	スキル名	理 由
17	感謝の気持ちを伝えよう	・周囲の助けを借りたり、日頃からきちんと感謝の気持ちを伝えたりすることで、周囲と良い関係を築ける。

## (18) 電話対応に関する内容（3名中1名：33%）

感謝の気持ちを伝えように関する内容を表22に示す。

表22 感謝の気持ちを伝えように関する内容

No	スキル名	理由
18	電話の対応	・用件を的確に相手に伝えるスキルを学ぶ大切さ。

## 2 スキル名と選択理由の割合

通級による指導ライフスキルで取り上げたスキル名と選択理由の割合を表23に示す。

表23 スキル名と選択理由の割合

No	スキル名	割合 (%)
1	自己理解に関する内容	100
2	自分の将来に関する内容	
3	学校行事の過ごし方に関する内容	
4	アドバイスの受け方	67
5	心配や緊張したとき	
6	コミュニケーションに関する内容	33
7	感情コントロールに関する内容	
8	自分で生活しように関する内容	
9	パーソナルスペースに関する内容	
10	働くことに関する内容	
11	突然何かが起こった時に関する内容	
12	人ができなくて自分ができたときに関する内容	
13	距離をおかれたときに関する内容	
14	言葉遣いの基本に関する内容	
15	身だしなみに関する内容	
16	使ってはいけない言葉に関する内容	
17	感謝の気持ちを伝えように関する内容	
18	電話対応に関する内容	

スキル名、1 自己理解に関する内容、2 自分の将来に関する内容、3 学校行事の過ごし方に関する内容が、各100%、4 アドバイスの受け方、5 心配や緊張したときが、各67%、その他は各33%となっている。

## IV 考察

発達障害者の思春期・青年期における支援では、他者を通して自分自身を意識するという自己意識が乏しい可能性があることが、報告（赤木、2007）されている。また、職場で働いている自分のイメージ、働き続けて年齢を重ねるイメージ等が持ちにくく、本人に向いている職業領域について、本人自身が自覚しにくいという特性を持っている。

このようなことから、高等学校通常の学級に在籍する発達障害生徒に対しては、単元等の事前事後学習の中に自己評価を位置付け、生徒の自己理解を深める支援が求められる。

梅永（2015）は、日常生活を送るために必要なスキルであるライフスキルを、人によって生活は異なるため必要なライフスキルも人それぞれに違ってくるとし、ライフスキルを①身だしなみ、②健康管理、③住まい、④金銭管理、⑤進路選択、⑥外出、⑦対人関係、⑧余暇、⑨地域参加、⑩法的な問題、の10項目にまとめている。

今回のA県立B高等学校通級による指導担当者による、発達障害生徒に必要なライフスキルの指導内容と比較すると、①身だしなみに関する内容（髪型や服装など外見を整えることと、身体を清潔にすることや、相手や場面、季節などに応じて調整ができる。）、②進路選択に関する内容（先の見通しを立てて行動するスキル。特に進学や就労に向けて、自分に合った道を探したり、選んだりすること。）、③対人関係（できる範囲でマナーやルールを身に付け、人間関係で大きなトラブルを起こさないこと。）が多く挙げられているので、それらの学習内容を中心としたライフスキルの内容を検討していくことが重要であると考える。

## V まとめと今後の課題

高等学校の通級における指導の担当教員に対し、ライフスキルの授業の中で必要となる指導項目の検討を行った。その結果、自己理解や、自分の将来像をイメージする力、人間関係の形成等に関する内容など、将来の就



労生活において必要となるスキル等が求められることが理解できた。このように、高等学校における発達障害生徒への支援では、自立活動に学習内容を位置付けることの重要性を把握することができた。

さらに支援の充実を図るためには、自立活動の内容の検討を視野に入れた新しい教育課程及び学習内容等の開発や、将来の生活で必要となるスキルを自分自身の将来設計に併せながら十分検討し、系統的及び計画的に獲得する必要がある。

具体的には、自分の特性との付き合い方や自分自身に対する援助技術を習得するための正しい自己理解や、すぐ目の前にある進学や就労生活等を見据え、人間関係の形成などソフトスキルを中心とした内容を自立活動と関連付けながら教育課程を検討することが挙げられる。

その際、自立活動の具体的な指導内容は、各区分各内容項目の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定することが大切となるが、笹森（2009）が、「1つの指導目標を設定したとしても、目標を達成するためには、指導内容が複数の区分や項目に該当する場合も出てくる。」と述べているように、複数の区分や項目を組み合わせる具体的な指導内容を検討することが必要である。

また、WHOは、具体的にライフスキルを、「日常的に起こる様々な問題や要求に対して、より建設的にかつ効果的に対処するためのスキル」と位置付け、各国の学校の教育課程にライフスキルの修得を導入することを提案している。

特別支援学校及び高等学校におけるキャリア教育計画の中にも、生活設計等の学習内容が含まれていることが多くみられるが、現場実習やインターンシップ等の事前事後学習を活用し、本人の自己理解の深まりを見極めながら、ライフプランの設計について学習するなど、生徒一人一人が、将来の社会生活を豊かに送ることができるよう、さらに質の高い授業及び学習内容の検討及び個別の教育支援計画の中に本人のライフプランを支援する内容を盛り込むこと等を検討する必要がある。また、その際に、現場

実習先や各関係諸機関からの助言等も併せて、発達障害児童生徒が、安定した就労生活及びQOLの高い充実した生活を送ることができるための適切な支援が重要である。

## 引用文献

- 1) 赤木和重(2007) 言語確認行動を頻発し、指示待ち行動を示した青年期自閉症者における自我の発達。自他関係の構造に注目して。障害者問題研究. 34 (4), 267-274.
- 2) 学校教育法等の一部を改正する法律 (2007)
- 3) 学校教育法施行規則の一部改正 (2016)
- 4) 高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 (2014) 文科省.
- 5) 高等学校における特別支援教育の推進について (特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキンググループ、2009)
- 6) 高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告 (2016)
- 7) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (初等中等教育分科会報告、2012)
- 8) 笹森洋樹 (2009) 新しい学習指導要領における自立活動。新教育課程における発達障害のある子どもの自立活動の指導。明治図書.
- 9) 笹森洋樹 (2018) 発達障害等のある生徒の実態に応じた高等学校における通級による指導の在り方に関する研究～導入段階における課題の検討～.
- 10) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 (文科省、2012)
- 11) 梅永雄二 (2015) 15歳までに始めたい！発達障害の子のライフスキルトレーニング。講談社.